

熊本大学教職員組合と法律顧問契約を結んでいる熊本中央法律事務所を紹介します！

— 組合員のみなさんには「無料法律相談」をご利用いただけます—

熊本大学教職員組合は、今年度の定期大会決定（2013. 8. 1）に基づき、熊本中央法律事務所と法律顧問契約（同日付け）を結びました。これにより、給与・退職金減額問題をはじめ組合が取り組む様々な問題や組合員からの相談について、法的なアドバイスを得ることができる体制が整いました。法律事務所との顧問契約は、旧執行部からの申し送り事項でもあり、新旧執行部が連携して労働問題に関して理解と実績がある法律事務所を探し今回の契約締結に至りました。

従来、団体交渉や労働協約締結においては、その時の執行部及び書記局を中心に法律や判例を勉強しながら対応してきましたが、今後は法律家の助言を受け運動をさらに強化していきます。

このニュースでは、組合員が利用できる「無料法律相談」についてあらためてお知らせするとともに、熊本中央法律事務所を紹介いたします。なお、熊本中央法律事務所については、その発足から現在に至る経緯とこれまで取り組んできた主な事件をまとめた原稿を同法律事務所から寄せていただきました。今後発行する組合ニュースでも、随時、同法律事務所に所属されている弁護士を紹介していく予定です。

【無料法律相談の利用方法について】

＜無料法律相談について＞

組合員は、1回30分の法律相談を無料で受けることができます。相談内容は、仕事以外のことでもかまいません。

＜具体的な利用方法＞

利用される場合は、組合事務所（本部・医学部支部）に利用希望の旨だけをご連絡いただき、日時等については、熊本中央法律事務所に直接お問い合わせ下さい。その際、熊大教職員組合員であることをお伝え下さい。相談内容等に応じて、熊本中央法律事務所が対応して下さいます。

＜相談料の支払いについて＞

相談料の支払いについては、相談が終わったときにいったん料金（30分の相談で5,250円）を熊本中央法律事務所に直接お支払い下さい。同事務所発行の領収書を組合事務所（本部・医学部支部）にお届けいただきましたら、組合が5,250円をお支払いします。

＜留意していただきたいこと＞

通常であれば相談は30分で十分とのことですが、事案によっては30分を超過する場合がありますとのこと（熊本中央法律事務所）。超過分については、自己負担となります。

異なる案件（相談内容）の場合は、一年度につき一人2回までご利用いただけます。また、当然ながら、組合員名及び相談内容等の個人情報は保護されます。

職場や労働条件に関することであれば、いつでも組合にご相談下さい。個人的な問題でしたら、ひとり

で悩まずに、無料法律相談をご利用下さい。

【熊本中央法律事務所を紹介します】

こんにちは。私たち熊本中央法律事務所（所長弁護士板井優）は、このたびみなさまの組合の法律顧問を担当させていただくことになりました。よろしくお願い申し上げます。

当事務所は、現在、6名の弁護士（板井優、板井俊介、中島潤史、小野寺信勝、久保田紗和、川邊みぎわ）と7名の事務局員（うち1名は育児休業中）の合計13名で活動しています。

当事務所は、今から約32年まえの1981年4月に設立されました。加藤修弁護士が初代所長となり、同年11月には板井優弁護士も加わって始まりました。「社会的弱者のための法律事務所を」、「もの（人権侵害の仕組み）を変えて行く法律事務所を作りたい」というのが設立の大きな動機でした。この2人の弁護士は、共に当時の水俣病裁判の弁護団に参加するために、それぞれ横浜、沖縄から熊本に来ており、その意味では、水俣病被害者の闘いが当事務所を誕生させたといえることができるかもしれません。

当初は、サラ金問題や先物取引問題などの悪徳商法が大きく社会を覆うという時代の中で、九州規模の弁護団をつくって消費者被害救済運動の一端を担う活動を展開してきました。

その後、水俣病裁判に加えて、南九州税理士会政治献金訴訟、二硫化炭素中毒症労災認定訴訟、ハンセン病国賠訴訟、川辺川ダム利水訴訟、原爆症認定訴訟、トンネルじん肺根絶訴訟、ノーモア・ミナマタ国賠等訴訟など、労働問題やクレサラ問題を含む様々な社会問題に事務所として関与してきました。

いま取り組んでいる事件としては、国の内外の労働者の問題を提起した外国人研修生問題、非正規雇用が広がる中で労働者の使い捨て問題を提起したNEC偽装重装請負訴訟、国や企業の責任でアスベスト被害者の救済を目指す九州建設アスベスト訴訟、すべての水俣病被害者の救済を目指すノーモア・ミナマタ第2次訴訟、すべての原発をなくすことを目指す原発なくそう！九州訴訟などがあります。

この他にも、みなさんにとって身近な問題を日々取り扱っています。例えば、次のようなケースです。

【ケース1】（労働問題）

仕事にミスをしてしまって会社に損害を与えてしまいました。会社からは、会社が被った損害全額を支払うように言われています。また、もし支払わないのであれば給料から天引きすると言われていました。どうしたらよいのでしょうか？

（裏面につづく）

	熊本大学教職員組合	
	No.10 2013. 10. 23	内線:3529 FAX:346-1247 ku-kyoso@union.kumamoto-u.ac.jp http://union.kumamoto-u.ac.jp/

仕事中のミスで会社に損害を与えてしまった場合であっても、過失とは言えないほどの些細なミスであった場合等であれば、賠償金を支払う必要がない場合があります。仮に、賠償金を支払わなければならない場合であっても、労働者の過失の程度や、使用者側の管理体制、労働者の置かれた状況等の事情を考慮して、賠償額を制限できることがあります。また、給与から賠償金を天引きすることは違法とされていますから、もし会社から給料天引きについての同意書へ署名を求められても応じる義務はありません。

【ケース2】(相続問題)

長年同居して面倒をみてきた父が亡くなったところ、疎遠であった他の兄弟から遺産分割を求められました。どうしたらよいでしょうか？

お父さんの遺言がある場合には、それに従うこととなりますが、遺言がない場合には、ご兄弟には法定相続分がありますので、疎遠であったご兄弟間でも遺産を分け合うことが必要となります。ただ、長年面倒をみてきた苦労や費用をどのように考えるかが問題となります(寄与分といいます)。親子間で一般的に求められる扶養の程度では相続分は増えませんが、お父さんの病状に照らした看護の必要性やそのために支出した費用の金額等によって相続分が増加する可能性があります。

【ケース3】(交通事故)

交通事故の被害にあつて障害を負ったにもかかわらず、保険会社から低額な補償金しか提示されませんでした。どうしたらよいでしょうか？

交通事故の被害者から、保険会社の提示額に不満があるという声はよく聞きます。交通事故の賠償額の算定は、治療費、通院交通費、休業損害、逸失利益、慰謝料など、損害の項目ごとに金額を算定し、それを積み上げていく方式がとられています。弁護士がよく使用しているのは、日弁連交通事故相談センター東京支部が発行している「民事交通事故訴訟・損害賠償額算定基準」(通称「赤い本」)という本です。これには裁判例に基づいて、損害の項目ごとに計算方法が記載されており、難しい計算抜きに裁判基準での損害額を算定できる便利な本です。ただし、事案によっては単純に計算をあてはめると間違ってしまう場合がありますので、注意が必要です。こうして計算してみると、損害額は保険会社の提示額よりも高い金額になることに気づきます。そこで、その金額を保険会社に提示するとよいでしょう。

以上は、私たちが日常的に取り扱っている事件のごく一部です。私たちは、組合員のみなさまが抱えている様々な日常生活上のご相談にも積極的に応じていきたいと考えていますので、お気軽にご相談いただければと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

【熊本中央法律事務所の間合せ先】

〒860-0078 熊本市中央区京町2丁目12-43 岡村ビル2階

TEL (096) 322-2515

FAX (096) 322-2573

営業時間 平日 9:30—17:00

駐車場 当事務所横に駐車場を備えておりますが、混み合う場合もございます。

なるべく、公共交通機関をご利用ください。

■「京町本丁」バス停より徒歩5分、「京町柳川」バス停より徒歩1分

熊本中央法律事務所のみなさま

